

死亡届を提出された方へ

★介護保険料変更決定通知書（※）を送付します

お亡くなりになられた方は、大阪市介護保険の資格を喪失します。死亡届を提出した翌月の中旬頃に、お亡くなりになられた方の介護保険料変更決定通知書を送付させていただきます。

※当初介護保険の年間保険料を決定通知書でお知らせしていましたが、資格喪失したことによって、年間保険料に変更が生じたことを通知するためのものです。

★介護保険料（還付等）について

◎特別徴収（年金からお納めいただいた方）

介護保険料変更決定通知書で通知した年間保険料より上回って介護保険料を徴収している場合は、後日（2～4か月後）、過誤納金還付通知書を送付させていただきます。

☆年金の手続き等が必要な方は、お問い合わせください。

国民・厚生年金に関すること・・・淀川年金事務所（☎06-6305-1881）
共済年金に関すること・・・ご加入の共済組合・勤務先

◎普通徴収（納付書や口座振替でお納めいただいた方）

介護保険料変更決定通知書で通知した年間保険料を上回って介護保険料を徴収している場合は、後日（1～2か月後）、過誤納金還付通知書を送付させていただきます。なお、口座振替でお納めいただいていた方は、振替を停止させていただくまでに、約1か月程度期間を要する場合があります。

※いずれの方も、送付させていただく過誤納金還付通知書に同封の「介護保険料還付金の受け取りについて」をご覧くださいお手続きをしてください。なお、還付を請求できるのは法定相続人の方となります。続柄確認資料等が必要となる場合があります。

※ご注意

資格喪失後に送付する文書は、住民登録地へ送付させていただきます。文書の受け取りが困難な方は、送付先届をご提出いただくことで、送付先の登録ができますのでお申し出下さい。なお、すでに送付先届をご提出いただいていた方は、送付先に送付します。

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号
東淀川区役所保健福祉課（介護保険）
☎06-4809-9859